

平成28年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成28年3月29日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成28年3月29日	開会 1時30分 閉会 3時25分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	教 育 長 山本 修司 教育長職務 代理者 鮎川志津子	委 員 福元 弘和 委 員 渡邊 恭秀 委 員 岡村理栄子	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 川合 修 生涯学習部長 西田 剛 庶務課長 河田 京子 学務課長 鈴木 剛 指導室長 小林 正隆 指導室長補佐 高橋 良友 指導主事 丸山 智史	生涯学習課長 石原 弘一 図書館長 上石 弘美 公民館長 前島 賢 庶務係長 中島 良浩	
調 製			
傍聴者人数	13名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 5 号	第 2 次明日の小金井教育プランの策定について
第 3	議案第 6 号	第 3 次小金井市生涯学習推進計画の策定について
第 4	議案第 7 号	第 3 次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第 5	議案第 8 号	学校医の委嘱について
第 6	議案第 9 号	学校薬剤師の解嘱について
第 7	議案第 1 0 号	学校薬剤師の委嘱について
第 8	議案第 1 1 号	小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則について
第 9	議案第 1 2 号	教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
第 1 0	議案第 1 3 号	小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
第 1 1	議案第 1 4 号	小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則について
第 1 2	議案第 1 5 号	小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則について
第 1 3	議案第 1 6 号	小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
第 1 4	議案第 1 7 号	課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について

第15	議案第18号	課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程について
第16	議案第19号	小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
第17	議案第20号	小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程について
第18	議案第21号	小金井市教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程について
第19	議案第25号	小金井市スポーツ推進委員の委嘱について
第20	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 小金井市就学援助費支給に係る認定基準の見直しについて 2 平成28年度小金井市教育委員会訪問について 3 図書館の蔵書点検の結果について 4 その他 5 今後の日程 6 平成28年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について 7 市立中学校教員の体罰に対する処分について 8 市立中学校教員の不適切な指導に対する処分について
第21	代処第8号	職員の分限処分に関する代理処理について
第22	代処第9号	職員の分限処分に関する代理処理について
第23	代処第10号	職員の分限処分に関する代理処理について
第24	代処第11号	職員の分限処分に関する代理処理について
第25	議案第22号	職員の分限処分について
第26	議案第23号	職員の分限処分について

第 2 7	議 案 第 2 4 号	職員の分限処分について
第 2 8	議 案 第 2 6 号	職員の人事異動について

山本教育長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成28年第3回小金井市教育委員会定例会を開会する。

本日はたくさんの議案、報告等があるので、冒頭に皆さんから近況等をお伺いする時間をとりたいところであるが、早速議事に入りたいと思う。

日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、福元委員と渡邊委員にお願いする。よろしくお願いする。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

山本教育長 次に、日程第2、議案第5号、第2次明日の小金井教育プランの策定についてを議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

川合学校 提案理由についてご説明する。

教育部長 小金井市教育プラン検討委員会での議論及び市民の意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえ、今後の小金井市の学校教育において重点的に取り組みを進めるため、本プランを策定するものである。

細部については庶務課長からご説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

河田庶務課長 第2次明日の小金井教育プランについて、現在までの経過と変更点についてご説明する。

平成28年1月15日から2月14日までパブリックコメントを行った。資料の29ページをごらんいただきたい。お寄せいただいたご意見として、提出の人数はお一人、延べ意見数は3件であった。意見について検討させていただいた結果は資料のとおりであるが、いずれもご意見として参考とさせていただくことにした。また、前回の教育委員会での教育委員の方からのご意見、検討会議での意見を踏まえて、文言の修正を加えてある。プランの中の黒く網かけをしている部分である。順に簡単にご説明する。

8ページをごらんいただきたい。説明文の3行目「学校教育の大

前提である児童・生徒理解に基づき」という文言を修正した。

12ページをごらんいただきたい。説明文2行目「重要」、説明文3行目から4行目「教職員による的確な児童・生徒理解の基、一人一人を大切に作る組織的・計画的な人権教育の充実を図ります」、5行目「また」という部分を修正した。

16ページをごらんいただきたい。説明文1行目から4行目「グローバル社会が進展する中」以下4行を修正している。

18ページをごらんいただきたい。一番下の部分の注釈で、オリンピック・パラリンピック教育推進校の説明を修正した。ちょっと黒くなっていて見づらいが、「平成28年度は東京都公立小中学校の全てがオリンピック・パラリンピック教育推進校として指定された」と記述している。

それから、21ページ、「研究所及び高度教育機関等」の文言と注釈を修正している。

変更点は以上になる。

今後の予定としては、4月15日にパブリックコメントの結果とともにこちらの成案を公開する。小・中学校には校長会で配付し、学校のほうには周知したいと考えている。

よろしくご議決賜るようお願い申し上げます。

山本教育長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。感想でも結構である。

福元委員 今、説明を聞きながら、今回のプランがこれまで小金井市の重点施策をはじめ、パブリックコメントや教育委員会の意見、検討会議での意見を踏まえて、十分に検討され、丁寧につくられており、よかったなと思っている。また、「学校教育の大前提である児童・生徒理解に基づき」とか、それから「教職員による的確な児童・生徒理解の基、一人一人を大切に作る」という部分など、わかりやすく示していただいた。やはり大前提は児童・生徒理解であろうと思う。先般、広島のほうで中3の指導死事件とも思えるようなことがあった。先生と生徒の間の心の距離を縮めることの大事さを感じた。小金井の学校は、校長・副校長先生の話や、学校運営連絡委員の話からも、先生が児童・生徒とかかわる時間を重視していることがわかる。これは大事にしていきたいことである。今回のプランも検討し、

修正された部分を含め、とてもいいプランができたかなと思っている。

以上である。

山本教育長 ほかにいかがか。

鮎川教育長 幾つか申し上げていいか。
職務代理者

山本教育長 どうぞ。

鮎川教育長 4点ほど申し上げる。

職務代理者 全体的にフォーマットも見やすく、内容も充実し、素晴らしいと感じている。まず1点目であるが、12ページ、福元先生もおっしゃった人権教育では、「一人一人を大切にする」という文言が明記されたことで、小金井の教育が目指すところもはっきりとわかってよいと思った。今回の改正点ではないが、14ページ、(7)の教育相談の充実の到達目標の中に「個に寄り添った」という言葉があり、一人一人を大切にするという、それが小金井の教育だと思っている。

続いて、2点目は、16ページ、ふるさと教育の推進の中で、グローバル社会の進展における人材の育成が追記されて、よかった。1月の教育委員会で、グローバル社会の進展での人材育成について意見を申し上げた。オリンピック・パラリンピックが行われ、また世界全体がグローバル社会に進んでいる中、その国の方々を理解する、その国の文化を理解する、そのためにも自国の文化を大切にする、これは表裏一体であろうと思っているので、ふるさと教育の中に追記されたことはありがたく思う。

続いて、19ページの心のバリアフリー事業の推進に関して、感想を1つ申し上げる。この中で福祉体験活動について触れられている。小金井の福祉体験活動は大変充実している。先日、春休みに南中学校のお子様方とお話をする機会があった。南中学校では2日間かけて福祉体験活動を行い、目の見えない方、車椅子の方の障害を持つ立場の体験に加えて、介助をしてくださっている方のお話を聞き、介助体験を福祉活動として行っていた。男の子たちから話を聞

いたら、障害を持つ体験もとても勉強になったが、介助をする立場の体験ができたのはとてもよかったという話を口々に言っていた。これから自分が介助をする立場になれるかもしれない、でも生半可な気持ちで手助けをすることはかえって危険を伴う、安全ではない、そういうこともわかった。でも、体験できたことによって、これから障害を持った方に出会ったときに一声かけて何かお手伝いができると言っているのを聞き、とてもうれしく思い、そしてバリアフリーという目標に向かっていると感じた。

最後、4点目になる。21ページの(14)学校地域連携の推進について、明日の小金井教育プランは学校教育に関する部分であるが、情報通信研究機構さんは青少年科学の祭典で大きなお力をいただいているし、社会医学技術学院さんはチャレンジデーでお力をいただいた。東京工学院専門学校さんには教職員のICTの研修等で先生方に来ていただいたり、工学院専門学校の場所をお借りして勉強させていただいたことが何年も続いていた。これからも大学、地域の学校の専門的なお力をお借りしながら、逆にこちらからもお役に立てるような形で連携していけるように明記し、追加されたことについてよかったと思う。

以上である。

山本教育長

ほかにいかがか。

渡邊委員

先日、倫理法人会に病気で片足を切断された方が来て、トライアスロンに参加するというので、日本一にならないと代表選手になれるらしい。その人は、ほとんど1位のレベルにあるのだが、その人が小金井市に住んでいらっしゃる。

その人のお話を聞いたが、事故でなくした人の場合と自分で足を切断するのを覚悟して切った人の場合では、全然その心理状態が違うそうだ。その人は子どものころから足が冷たくて病気で、自分から切ってほしいということで切ったが、そうでなくて、事故で気がついたら足がなくなっていたという人は、やはり2年ぐらいひきこもりになってしまったという人もあるらしい。

そういういった人が市内にせっかく住んでいるので、オリンピック・パラリンピック推進では、ペーパーだけの勉強でなくて、こういった生の声を、せっかく地元にいるから、声をかけていただいて、

活用いただければと思う。

以上である。

山本教育長 ほかにかがが。岡村委員、よろしいか。

岡村委員 はい。

山本教育長 それでは、4月1日から平成28年度が始まるが、今後5年間の目標を設定したので、事務局の具現化について推進のほうよろしくお願ひしたいと思う。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第5号、第2次明日の小金井教育プランの策定についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第3、議案第6号、第3次小金井市生涯学習推進計画の策定についてを議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

西田生涯 提案理由についてご説明する。

学習部長 小金井市社会教育委員の会議における検討会議での議論及び市民の意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえ、今後の小金井市の生涯学習の推進のため、本計画を策定するところである。

細部については生涯学習課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

石原生涯 53ページをお開きいただければと思う。前回まで一定のご報告をさせていただいているので、雑駁ではあるが、パブリックコメントの対応について中心に説明をさせていただく。

パブリックコメントについては、個人からお二人、それから団体、図書館協議会であるが、こちらのほうからご意見をいただいている。合計の意見数は11件であり、主な意見の傾向としては、図書館に関するものを中心に多くのご意見をいただいたところである。また、

それ以外の意見として、公民館に関すること1件、企業との連携に関すること1件のご意見をいただき、対応できるものについては可能な限り対応したところであるが、図書館からのご意見について、そのほかの公民館やスポーツ施設とのバランスなどを考慮する面で、あまり図書館のことばかり詳しく書き過ぎてしまうことになるような部分については、ご意見として承らせていただくという対応とさせていただいたところである。

簡単であるが、生涯学習推進計画の説明とさせていただく。以上である。

山本教育長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見等あるか。

鮎川教育長
職務代理者 細かく丁寧な内容が書かれているので、全体的にととてもすばらしいと思う。今までも、総合体育館まつりや先日の貫井北センターまつりなど、充実して、生涯学習が身近に感じられるようになってきた。このような丁寧な計画が明記された。とてもよいと思った。

細かなところであるが、24ページの図書館における住民1人当たりの図書貸し出しの数の目標は何かお考えがあって8.6冊となっているのか。

上石図書館長 こちらの数字であるが、長期総合計画、市の最上位計画のほうで載せている数字であるが、そちらを踏襲して、年度でこの幅ぐらいに上げていきたいということとなっている数字である。

鮎川教育長
職務代理者 わかった。上位計画を尊重しなくてはいけないということで、この8.6冊は変えようがないとは思ったが、個人的な希望を申し上げる。子ども読書活動推進計画の課題にも書かれているが、1人1カ月に1冊を読むことが子どもの目標でもあり、私たち大人の目標でもあると思っている。もちろん本は借りるだけではなくて、購入して読むこともあるので、貸し出しイコール読書の数というわけではないが、1人1冊1カ月に読もうという目標があるので、最終的な目標が8.6冊ではなく、12冊だとよかったという思いも残っている。

山本教育長 では、ご意見ということで。

鮎川教育長
職務代理者

はい。

上石図書館長

補足説明させていただく。
図書館で出している統計であるが、人口割る貸し出し率度ということを出していて、平成26年度が8.1で、25年度は6.8と推移してきているので、これを伸ばしたいという思いもあるし、先ほど言ったように、上位計画のほうで載せさせていただいている。

鮎川教育長
職務代理者

わかった。

山本教育長

ほかにないか。

福元委員

生涯学習推進計画を見ていたときに、小金井市の市民と一緒につくっていこう、一緒につくり上げていこうという声がよく反映していると思う。学びの環境づくり、学びの人づくり、学びのまちづくり、学びのネットワークづくりという、そういう形で上手にまとめてくださったかなと思っている。小金井市の財政状況が許せば、施設等の充実もまた期待できるんだろうと思うが、それはまた財政状況がよくなることを願って、今現在できるところで精いっぱい市民の声を生かし、進めていただきたいなと思う。とてもいい計画になったと思っている。

石原生涯
学習課長

先ほど、学びを豊かにする環境づくり、人づくり、まちづくりというところであるが、社会教育委員さんが発案されて、こういうような目標を立てていただいた。

山本教育長

そのほかあるか。よろしいか。
以上で質疑を終了する。
それでは、お諮りする。議案第6号、第3次小金井市生涯学習推進計画の策定についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。
次に、日程第4、議案第7号、第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定についてを議題とする。
それでは、提案理由を説明願う。

西田生涯 提案理由についてご説明する。
学習部長 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、第3次小金井市子ども読書活動推進計画を策定したため、本案を提出するものである。
細部については図書館長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

上石図書館長 この間、教育委員会には、案の段階、そしてパブリックコメントの結果報告ということで、2度ほどお出しさせていただいている。今回、成案ができたので、ごらんいただきたいと思う。
今回、多くのイラストを載せさせていただいた。学芸大学の正木賢一准教授にお願いして描いていただいた。とても親しみやすいものになっている。カラーでないのが少しもったいないが、今後、ホームページ等で公表する際にはカラーで載せる予定でいるので、教育委員の皆様もぜひ一度ホームページをごらんいただきたいと思う。細かな内容については、この間、ご説明してきているので、省かせていただくが、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いする。

山本教育長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見等あるか。
大変イラストがかわいらしい、よくできたと思う。
この内容でよろしいか。
以上で質疑を終了する。
それでは、お諮りする。日程第4、議案第7号、第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第5、議案第8号、学校医の委嘱について、日程第6、議案第9号、学校薬剤師の解嘱について、及び日程第7、議案第10号、学校薬剤師の委嘱についてを議題とするところであるが、円滑な議事進行を図るため、一括議題としたいと思うが、これにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。日程第5から日程第7の以上3件については、一括議題とすることに決定した。

それでは、提案理由を説明願う。

川合学校
教育部長 提案理由についてご説明する。

議案第8号については、平成28年4月1日施行の学校保健安全法施行規則の一部改正等に伴い、整形外科医を校医として委嘱する必要が生じたため、また議案第9号と10号については、学校薬剤師の解嘱と委嘱について必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については学務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木学務課長 議案第8号、学校医の委嘱について、細部についてご説明申し上げます。議案第8号資料、学校医の委嘱についてをごらんいただきたい。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法第23条により小・中学校にその配置が義務づけられている。整形外科医の委嘱については、平成28年4月1日施行の学校保健安全法施行規則の改正に伴い、四肢の状態が定期健康診断の項目に追加されたことから、今後の対応について小金井市医師会様と協議をさせていただいて、整形外科医を校医として委嘱することで協議が整ったものである。委嘱に先立ち、小金井市医師会様からご推薦をいただき、ご本人の内諾をいただいているところである。

続いて、議案第9号、学校薬剤師の解嘱について、細部についてご説明申し上げます。議案第9号資料をごらんいただきたい。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法第23条に

より小・中学校にその配置が義務づけられている。現在の薬剤師の北川先生においては、平成28年3月31日付けをもって解嘱する必要が生じたことから、平成28年3月31日で解嘱するため、ご提案するものである。なお、解嘱に当たっては、東京都学校薬剤師会小金井支部様との協議をさせていただいているところである。

続いて、議案第10号、学校薬剤師の委嘱についてである。それでは、細部についてご説明差し上げる。議案第10号資料をごらんいただきたい。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法第23条により小・中学校にその配置が義務づけられている。現在の緑小学校の学校薬剤師の北川先生の解嘱に伴い、新たに森田先生を平成28年4月1日から委嘱させていただくものである。なお、委嘱に当たっては、東京都学校薬剤師会小金井支部様からご推薦をいただいております、ご本人の内諾を得ており、今回の提案とさせていただいた。

説明は以上になる。よろしく願います。

山本教育長

事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見等はあるか。

岡村委員

整形外科医が校医さんになるということにとっても感謝している。というのは、最近では内科とか耳鼻科とか眼科以外の健診が必要な子が増えてきて、特に側弯の発見が遅れて、手遅れになった子たちが全国的に見られていて、整形外科の健診が非常に望まれるものだったのが、全国に先駆けて小金井市で校医さんになってもらって、子どもたちにすごく役立つ先生方だと思うし、整形外科の先生方は健診だけではなく、校医として子どもたちの病気を発見してもらったりとか、スポーツ障害についての講演会をしたいとか、非常にやりきっていらっしゃる。ほんとうによかったなど。健診のときも詳しく見てもらえるし、すごくみんなで小金井市医師会も工夫していくので、皆様よろしく願います。

山本教育長

これは全国で初めてか。

岡村委員

初めてである。皮膚科も目指していたが、皮膚科は群馬県の前橋が有名なので、前橋方式と言っているが、もしかしたら整形外科は小金井方式ということになるかもしれないので、整形外科の先生た

ちと一緒に頑張ろうねと言っている。

山本教育長 では、次の目標は皮膚科。

岡村委員 そうである。

山本教育長 ほかにないか。

以上で質疑を終了する。

これから採決を行うが、採決については1件ずつお諮りすることとする。

それでは、お諮りする。日程第5、議案第8号、学校医の委嘱についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第6、議案第9号、学校薬剤師の解嘱についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第7、議案第10号、学校薬剤師の委嘱についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第8、議案第11号、小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則について、日程第9、議案第12号、教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、日程第10、議案第13号、小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、日程第11、議案第14号、小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を

改正する規則について、日程第12、議案第15号、小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則についての以上5件を議題とするところであるが、円滑な議事進行を図るため、一括議題としたいと思うが、これにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。日程第8から日程第12の以上5件については、一括議題とすることに決定した。

それでは、提案理由を説明願う。

川合学校 提案理由についてご説明する。

教育部長 日程8から日程12の以上5件については、いずれの案件も行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

河田庶務課長 初めに、行政不服審査法の主要な改正点を簡単にご説明する。

まず、不服申し立ての手続の一元化である。異議申し立てと審査請求では手続に違いがあり、権利救済手段としての公正性に問題があるとされたことから、異議申し立て及び審査請求に一元化した。次に、標準審理期間である。審査請求が到着してから裁決するまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう定め、これを公にしておくこととされた。次に、審査請求期間の延長である。現行制度では処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に提起しなければならなかった。改正後は3カ月以内となる。その他、審理員の設置、審査請求人の権利拡充、第三者機関への諮問などの改正点がある。

それでは、小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明する。様式第3号、奨学生選定結果通知書及び様式第6号、奨学金廃止（停止、休止）通知書である。決定に対して不服がある場合の教示文の改正となる。教示文の内容については、資料の新旧対照表をごらんいただきたい。

続いて、教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定

手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をご説明する。様式第4号、指定管理者指定取消通知書、様式第5号、指定管理者業務停止命令書で決定に不服があった場合の教示文の改正となる。教示文の内容については、資料の新旧対照表をごらんいただきたい。

鈴木学務課長 議案第13号、小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、細部についてご説明申し上げます。本件は、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることから、小金井市立学校の通学区域に関する規則について一部を改正する必要があるためのものである。議案第13号資料、小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表をごらんいただきたい。小金井市立学校の通学区域に関する規則第6条第2項に定める様式第2号を改め、就学指定学校の変更承認・不承認通知として下段に教示文が裏面にあることを表示、1、審査請求について及び2、取消訴訟についてを加えたものである。施行期日は平成28年4月1日としているものである。また、経過措置として、この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができるものとしている。

議案第14号、小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則について、細部についてご説明申し上げます。本件についても、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることから、一部を改正する必要があるものである。議案第14号資料、小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表をごらんいただきたい。こちらの規則の第3条第1項に定める第2号様式に教育助成金支給認定通知の下段に教示文が裏面にあることを表示、1、審査請求について及び2、取消訴訟についてを加えるものである。施行期日については平成28年4月1日とする。また、経過措置として、現下の財政事情等を考慮し、第2号様式、学校設備使用許可書、教育助成金支給認定通知書の残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができるものとしている。

続いて、議案第15号、小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則についてである。細部についてご説明申し上げます。こちら、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行される

ことから、小金井市立学校設備使用条例施行規則について一部改正する必要があるためのものである。議案第15号資料、小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表をごらんいただきたい。こちらの規則の第5条に定める様式第1号中、「あて先」を漢字の「宛先」に改め、第6条に定める様式第2号、学校設備使用許可書の下段に教示文が裏面にあることを表示、1、審査請求について及び2、取消訴訟についてを加えるものである。なお、議案第15号は、議案第13号、第14号と違う点がある。教示文は、地方自治法第238条の7、行政財産の使用する権利に関する処分についての審査請求に基づく内容になっているものである。こちらの施行期日についても平成28年4月1日としている。また、経過措置として、現下の財政事情等を考慮し、様式第2号、学校設備使用許可書の残品の存する限り、所要の修正を加え使用することができるものとして規定を設けている。

以上で説明を終わる。

山本教育長

以上、5件の説明が終わった。何かご質問、ご意見等あるか。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

これから採決を行うが、採決については1件ずつお諮りすることとする。

それでは、お諮りする。議案第11号、小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長

異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、議案第12号、教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長

異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、議案第13号、小金井市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長

異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、議案第14号、小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長

異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、議案第15号、小金井市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長

異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第13、議案第16号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

川合学校
教育部長

提案理由についてご説明申し上げます。

監督職制度の見直しにより東京都教育庁処務規則が改正されることに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものである。

細部については指導室長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

小林指導室長

部長より今、説明があったように、東京都の監督職制度見直しにより東京都教育庁処務規則が改正されることに伴い、用語等の整備を行うため、本規則の一部を改正するものである。

説明については以上である。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

山本教育長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見等はあるか。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。日程第13、議案第16号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第14、議案第17号、課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について、日程第15、議案第18号、課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程について、以上2件を議題とするところであるが、円滑な議事進行を図るため、一括議題としたいと思うが、これにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。日程第14、日程第15の2件については、一括議題とすることに決定した。

それでは、提案理由を説明願う。

川合学校 提案理由についてご説明する。

教育部長 いずれの案件も、課長補佐職の廃止に伴い、課長補佐に関する規定等を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

河田庶務課長 議案第17号、課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則をご説明する。資料の新旧対照表をごらんいただきたい。ここで対象としている規則は、小金井市教育委員会事務専決規則、小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則、1ページおめくりいただき、小金井市文化財センター条例施行規則、小金井市

体育施設条例施行規則の4件である。改正内容は課長補佐の規定の削除や課長補佐の欄の削除である。

続いて、議案第18号、課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程をご説明する。新旧対照表をごらんいただきたい。ここで対象としている規則は、小金井市教育委員会事務局処務規程、1ページおめくりいただき、小金井市教育委員会公印規程、小金井市立図書館処務規程、1ページおめくりいただき、小金井市公民館処務規程の4件である。改正内容は課長補佐の規定の削除や課長補佐の欄の削除である。

説明は以上である。

山本教育長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見等はあるか。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

これから採決を行うが、採決については1件ずつお諮りすることとする。

それでは、お諮りする。議案第17号、課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、議案第18号、課長補佐職の廃止に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第16、議案第19号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

川合学校 提案理由についてご説明する。

教育部長 課長補佐職の廃止、行政不服審査法の全部改正等に伴い、規定を

整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

河田庶務課長 議案第19号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明する。新旧対照表をごらんいただきたい。内容は、第3条、課長補佐の規定の削除である。別表は、行政不服審査法の改正に伴う規定の整備と、既に終了している国民体育大会に係る規定の削除である。

説明は以上である。

山本教育長 説明が終わった。何かご質問、ご意見等はあるか。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第19号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第17、議案第20号、小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程についてを議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

川合学校 提案理由についてご説明する。

教育部長 課長補佐職の廃止等に伴い、課長補佐に関する規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

河田庶務課長 議案第20号、小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程についてご説明する。新旧対照表をごらんいただきたい。内容は、課長補佐の規定の削除、係長代決の新設、既に終了している国民体育大会に係る規定の削除である。

説明は以上である。

山本教育長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見等はあるか。
以上で質疑を終了する。
それでは、お諮りする。議案第20号、小金井市教育委員会教育
長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程についてを可決す
ることにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。
次に、日程第18、議案第21号、小金井市教育機関事務決裁規
程の一部を改正する規程について議題とする。
それでは、提案理由を説明願う。

川合学校
教育部長 提案理由についてご説明申し上げる。
課長補佐職の廃止等に伴い、課長補佐に関する規定等を整備する
必要があるため、本案を提出するものである。
細部については庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、
ご議決賜るようお願い申し上げます。

河田庶務課長 議案第21号、小金井市教育機関事務決裁規程の一部を改正する
規程についてご説明する。新旧対照表をごらんいただきたい。既に
指定管理者に指定している清里少年自然の家に係る規定の整備と
課長補佐の規定の削除及び代決規定の整備である。
説明は以上である。

山本教育長 説明が終わった。何かご質問、ご意見等はあるか。
以上で質疑を終了する。
それでは、お諮りする。議案第21号、小金井市教育機関事務決
裁規程の一部を改正する規程についてを可決することにご異議は
ないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第19、議案第25号、小金井市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

西田生涯
学習部長

提案理由についてご説明する。

平成28年3月31日をもって小金井市スポーツ推進委員の任期が満了になることに伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については生涯学習課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

石原生涯
学習課長

それでは、細部についてご説明申し上げます。

議案第25号資料をお開きいただけるか。候補者数は25人、任期は2年間で、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっている。裏面をお開きいただきたい。推進委員の25名の候補者名簿となっている。No.1から10までは公益財団法人小金井市体育協会からの推薦で、1名が新任となっている。11番から13番が総合型地域スポーツクラブNPO法人黄金井倶楽部からの推薦で、3名とも新任の推薦となっている。14番から25番が小金井市教育委員会の推薦で、2名が新任となっている。

簡単であるが、説明は以上である。

山本教育長

事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見等はあるか。

鮎川教育長
職務代理者

今回の再任比が76%とある。3分の1から4分の1が新しい方に代わるのが理想というお話を聞いたことがある。今回、ちょうど4分の1の方が新任の方というのは、よい再任比であったと思う。

スポーツ推進委員の方々には、生涯学習の場をはじめとして、市内の多くのイベントで多大なご尽力をいただいている。またこれからお願いする方々にもお世話になることと思う。今までのご尽力に感謝申し上げるとともに、よろしく願うという気持ちでいっぱいである。生涯学習の場だけではなく、スポーツ推進委員の方々から、学校教育の場にも通常学級と、特別支援学級にニュースポーツの出前教室という多くのご指導をいただいているのを何回か見学させていた。このように学校教育にご指導くださるといふ、すば

らしいことがこのスポーツ推進委員の皆様のおかげと思うと、小金井市はすばらしいと思っている。これからも推進委員の皆様にはよろしくお伝えいただきたい。よろしく願います。

山本教育長

ほかに質疑ないか。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第25号、小金井市スポーツ推進委員の委嘱についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長

異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。

次に、日程第20、報告事項を議題とする。順次、担当から説明願う。

初めに、報告事項1、小金井市就学援助費支給に係る認定基準の見直しについてをお願いする。

鈴木学務課長

報告事項1、小金井市就学援助費支給に係る認定基準の見直しについて、ご説明させていただく。

就学援助制度については、市内にお住まいの方で市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的理由で教育費の支給にお困りのご家庭に対して教育費の一部を助成する制度となっている。

見直しについての経過等についてである。就学援助制度については、国は平成20年以降の物価変動等を勘案した結果、平成25年8月より居宅基準のほうに支給する生活扶助費を3年かけて最大10%の範囲で改定することを決定し、平成25年8月より生活保護費を支給するための生活保護基準額表が改定されたものである。この見直しは、平成25年8月1日が第69次改定、平成26年4月1日が第70次改定、平成27年4月1日が第71次改定と、段階的に引き下げてきたものである。生活保護基準の改定実施に係る国からの依頼については一定配慮するところであるが、財源を持ったものでないこと、経過措置後についても何も指示がないことなどから、その後の影響も含めて考えると、全てにおいて対応はできないことがある。

就学援助に係る課題についてである。小金井市の就学援助制度の

課題は大きく2点ある。1点目は、生活保護基準の見直しにおける認定基準の課題である。こちらは、国からの通知もあり、保護者の経済的な負担を軽減し、等しく教育の機会を受けられるよう就学のため必要な経費を補助するという趣旨を鑑み、影響を与えないように対応してきたところである。しかしながら、認定基準を変えず経過措置をとってきたこともあり、後々認定基準を変更しなければならない時期が来たときには、準要保護に与える影響はさらに大きくなることは想像できるところである。

2つ目は、準要保護認定基準の倍率1.8倍に係る課題がある。小金井市は多摩26市において就学援助における準要保護の認定基準を1.8倍未満として先頭集団を走ってきたところである。このことは、平成17年に国庫補助制度が廃止されたことから、財政力の弱い地方自治体が従前の基準を維持することが困難であることなど、その対応において地域間格差が生じているものであるが、小金井市では一般財源化された以降も継続をし続けてきたところである。このような状況の中、これ以上の国の制度変更に伴う地方負担に対して支出を続けることは、他市とのバランスに大きな乖離が生じてしまい、他市と比較して厳しい本市の財政事情からも見直し時期に来たとの思いである。

平成28年度の就学援助の方針についてである。1つ目が、第68次改定、25年4月1日現在の生活保護基準額を適用したいと考えているところである。なお、29年度以降については、国や地方の動向を注視しつつ、教育委員会内部で検討し、適正な時期に教育委員会、理事者のほうで方針を決定していきたいと考えているところである。

2つ目、次に認定倍率についてである。激変緩和措置として段階的に引き下げを行うものとし、平成28年度は生活保護基準の1.7倍を適用したいと考えているところである。ちなみに、平成26年度の決算状況をもとに、第68次改定の1.7倍に改定した場合で試算したところの影響見込みとしては、影響額は約547万円、影響人数は71名程度となる見込みである。

3つ目、倍率の見直しに当たり、平成26年度の決算状況から試算した本市の家族構成別の収入基準の一例から、現行の第68次改定1.8倍の収入の賃貸の場合で、4人家族で年間の総収入額は約596万円となる。倍率を引き下げて第68次改定の1.7倍に改

定した場合のモデルケースにおいても、571万円と比較的高い状況にある。小金井市の就学援助制度の目的である、経済的な理由で就学が困難な困窮している世帯を対象という趣旨に沿った援助は、維持できているものと考えられる。

4、倍率の見直しに伴い、生み出された影響額については、経済的に困窮した世帯に対する補助制度であることも鑑み、入学時学用品の単価を段階的に増額するものと考えている。ちなみに、平成28年度改定した場合は、現行の小学校1年生、2万470円を増額し2万1,470円に、中学校1年生、2万3,550円を増額し2万4,550円として支給したいと考えているところである。また、こちらも段階的に単価を引き上げたいと考えており、生活保護基準の倍率改定が終了した後も引き続き改定後の単価を継続していきたいと考えている。

学務課で行っている就学援助費支給事務については、小金井市就学援助費支給要綱に基づき、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学校教育に必要な費用を支給しているものである。

報告事項1資料1をごらんいただきたい。小金井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表の案になる。今回考えている改正については、あくまでも今の段階では案であるが、こちらの改正内容としては、小金井市就学援助費支給要綱の別表第1（第3条関係）の「前々年の4月1日現在」を「平成25年4月1日現在」に改め、生活扶助（第1類、第2類）の1.8倍を生活扶助（第1類、第2類）掛ける1.7倍に改め、また別表第2（第3条関係）の「前々年の4月1日現在」を「平成25年4月1日現在」に改めるもので、要綱の施行は平成28年4月1日とするもので考えているところである。

改正した場合の周知についてである。報告事項1資料2・3・4をごらんいただきたい。こちらについては、改正した場合の案のお知らせ文になっている。平成28年度就学援助制度のお知らせになる。就学援助制度はこれまでも市報やホームページでもお知らせをさせていただいている。経済的な理由で教育費の支給にお困りのご家庭に対し、教育費の一部を助成する制度である。引き続き学校への周知と全児童・生徒を通じ、保護者の皆様に平成28年度就学援助制度のお知らせを配布し、周知に努めたいと考えているところで

ある。また、報告事項1資料5をごらんいただきたい。小金井市就学援助制度変更のお知らせについての内容になる。今回の案が確定したら、改正内容としてこの制度のお知らせ文を全児童・生徒を通じ、保護者の皆様に追加配布など丁寧に対応してまいりたいと考えているところである。

最後になる。教育委員会のこの場での意見聴取ということで、今回の就学援助の見直しに関しては、本来は要綱に基づく内容になっている。教育委員会への報告で終了するものと考えていたが、予算特別委員会の中でも議員の皆様からのご意見であるとか、本制度に関する早い時期に教育委員会の皆様のご意見を伺うとか、厚生文教委員会の説明であるとか、丁寧さに欠けていた部分などご指摘が多数あった。部局としても、教育委員の皆様のご意見を伺った結果を加味して、最終的に理事者協議を経て本年度の本制度の改定についての判断とさせていただきたいと考えているところである。

説明は以上になる。

山本教育長 今、課長のほうから説明があったが、この件については内容が非常に慎重に扱うべきものであると考えて、事務局内でも何度も部内で会議を開いて、できる限り影響者数が少なくなるような、そういう方向での改定ということで検討してまいった。議会でものご指摘、ご批判を受けて、ここで皆様の忌憚のないご意見を伺って、その上で事務局のほうでもう一度検討し、最終的には市長、副市長と私と理事者協議を開いて決定していきたいと考えているので、ご意見をよろしく願います。全員からご質問、ご意見を伺いたいと思うので、よろしく願います。いかがか。順番は。

鮎川教育長 すまない、順番はあったか。
職務代理者

山本教育長 ない。

鮎川教育長 この件は大変難しい問題であり、私も思い悩みながら勉強してまいったが、最初に、確認の意味も含め、質問させていただきたいと思う。課長からのご説明で理解は深まったと思うが、この生活保護基準の見直しについて、26市、ほかの市の状況や方針はどのよう

になっているか教えていただけるか。

鈴木学務課長 それでは、他市の状況ということで、平成28年度の各市の対応方針等についてである。26市中14市が、生活保護基準の見直しに係る影響が生じないように、第68次の基準を適用すると聞いている。ちなみに、69次の基準とする市は1市、第70次を基準とする市が2市、68次から71次を基準とする市が7市ある。
以上である。

鮎川教育長 68次から71次に変更する市が7市ということか。
職務代理者

鈴木学務課長 はい。

鮎川教育長 そうすると、小金井市も影響を考えて68次の基準を使うということか。
職務代理者

鈴木学務課長 生活保護基準の見直しにおける影響も考えて、現行の68次とすることになったものであるが、こちらのほうは生活保護基準の見直しにおける影響であるとか、平成27年11月に国からの通知があり、生活保護基準の見直しに直接影響を受ける国の制度については、できる限りその影響を及ぼさないよう対応する一方、準要保護に対する就学援助費の地方単独事業については、国の取り扱いの説明上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼するという依頼文が来ている。準要保護に対する就学援助制度については、平成17年に国庫補助が廃止されたことから、財政力の弱い地方自治体が従前の基準を維持するのが困難であることなど、その対応において地域格差が生じているところである。平成27年度は生活保護基準額を68次改定、平成25年4月1日の基準を適用しているのので、特段の影響は出ていなかった。平成28年度の基準に関しては、生活保護基準の3年間の見直し期間を終了したが、生活保護基準額は、政府の対応方針及び他市の状況等を総合的に勘案し、影響を極力減らすものとして引き下げ前の第68次改定、平成25年4月1日現在の生活保護基準額を適用したいと考えているところである。

鮎川教育長 課長がご説明になった財政力という言葉があると、悩ましいところではある。この新旧対照表の現行要綱の「前々年」が改正で「平成25年4月1日現在」と、これが68次という理解で間違いないか。

鈴木学務課長 はい。

鮎川教育長 わかった。
職務代理者 先ほど、教育長のほうから全員の意見をということであったが、質問に引き続きそのまま私の意見を申し上げるが……、ほかの委員の皆様のご質問を伺ったほうがいいか。

山本教育長 それでは、最初に質問を全部出させていただいて、その後ご意見を伺うという順番にしたいと思う。ご質問はあるか。

渡邊委員 小金井市と同じような収入というか、基準にしている、他市の倍率、小金井市は1.8とおっしゃったが、ほかの市ではどのくらいが平均になるのか。

鈴木学務課長 他市の認定に係る倍率の状況については、かなりばらつきがあるところであるが、小金井市と同じ収入という基準を使っている市の中で比較すると、26市の中でも1.8倍というのは小金井市が一番高い状況にある。他市で収入を基準としている市が12市あり、小金井市を除いて12市を比較すると平均的な生活保護基準の1.49倍となっているところである。

渡邊委員 共稼ぎの家だとか、ひとり親の方だとか、いろいろな状況があると思うが、1.8倍で、先ほど596万か、もし1.7になった場合、571万で25万ぐらい減ってしまうが、それでもやはり都内では一番高い位置なのか、もし減らしたとしても。

鈴木学務課長 都内でいうと、小金井市の1.8倍というところが一番高い状況になる。ちなみにであるが、平成26年度の文科省の調査で全国の倍率等の調査があった。その中でも、倍率が1.5倍超の市町村等

ということで全国でも13市町村あり、小金井市は全国でも6番目、都内では一番高い倍率になっているところである。それから、1.7倍とした場合でも、ここで他市さんの名前を言っていていいかどうかはあるが、うちの次に1.7倍の市が1市あって、そこと並ぶような状況になるが、それでも全国的に見ても7番目から8番目といった状況は変わらないと見ている。

渡邊委員 経済的な理由でこういった制度で25万減ってしまうと困る家庭もたくさんあると思う。ただ、全体として見た場合、もっと収入の少ない家庭もある、もちろんね。そういったところにお金を回すと言ったら変だが、もっと手厚く補助金を回すような仕組みというのは考えられているのか。

鈴木学務課長 今回、1.7倍に仮に倍率を減らした場合に生み出される影響額を、就学援助費の中の内容の中に入学時学用品費というのがあり、その単価を段階的に引き上げていきたいという考えは持っている。

山本教育長 よろしいか。

渡邊委員 わかった。

山本教育長 ほかにご質問、どうぞ。

岡村委員 現在の単価はほかの市と比べて低いのか。

鈴木学務課長 現行の入学時学用品費の単価については、26市の中でもほとんど小学校・中学校、ほぼ同単価で小金井市はいる。現行、小学校は2万470円を支給しており、小学校の入学時学用品費を小金井より高い金額で出している市は1市ある。また、中学校のほうは現行2万3,550円を支給しているが、こちらは24市同じ単価でやっている。1市が2万7,000円ぐらいの金額を支給しており、もう1市についてはもう少しかけ離れた金額になっている。

山本教育長 よろしいか。続いてご質問あるか。

岡村委員 大丈夫か。それを増やしていくということか。現在がすごく低いから上げるのではなくて、普通だけど、もっと増やしていきたいという方針ということではよろしいか。

鈴木学務課長 今、他市、皆さん同じような単価でやっているが、今回、単価を引き上げることによって就学支援制度自体が手厚くなっていくものというふうに考えている。

福元委員 今、伺っていると、1.8から1.7になって、そこで生み出されたものがほんとうに困っている人たちに、使われるという受けとめ方でよろしいか。

鈴木学務課長 委員おっしゃるとおり、一番困っている、制度の中でのことになるが、その中の入学時学用品費に充てていきたいという考え方でいるので、困っている世帯のところには、入学時にお金がかかるというお話も聞いているので、その部分を厚くしていきたいという考え方でいる。

山本教育長 よろしいか。ほかにご質問はないか。
それでは、順番であるが、ご意見を伺っていききたいと思う。鮎川委員、どうぞ。

鮎川教育長 大変悩ましいところではある。今回のこの改正に関しては影響も考えたが、やはりより困っている方に手厚くできることもお考えいただいているのであれば、やむを得ないのではないかと考えている。もともとの財源は市民の方からいただいた税金であるので、よりよい形でその財源を必要な方にと考えていただいていることが今のご説明を伺って理解できたので、改正はやむを得ないと思う。ただ、就学援助制度のお知らせをしていただく際、周知の方法については、冒頭でご説明はいただいたが、全員にその改定が伝わるようにより丁寧な周知の方法と、必要に応じて相談に乗っていただくなどのその後のフォローもお願いしたいと思う。お願いする。

山本教育長 それでは、順番にこちらから行くので、渡邊委員。

渡邊委員 私も該当する方たちに非常に申しわけないというか、大変な思いをさせてしまうことになると思うが、ただ、市内にはもっと大変な人もいるというお話だったので、その人たちの補助というか、されるというお話だったので、いたし方ないというか……。それともう一つ、それをお配りするときに、そういったことも丁寧に説明してあげないと、紙1枚でこうなったのではなくて、今度からこうなったが、実際にはそういう手当を別な形でお渡しすることになったとか、また別な、補助金というのは変であるが、何か別な市以外のそういったものがあれば、それを紹介してあげるとか、そういった形で、それを減らすのであれば、別な手当も、市の財源は決まっているので、市のあれは無理かと思うが、何かそういったことも考えていただければ、いたし方ないのかなと思う。

山本教育長 それでは、岡村委員。

岡村委員 私も子どもの貧困がじわじわと進んでいることはよく分かっている。ほんとうに非常に困った子どもを知っている私としては、手厚い援助を該当家庭が必ず受けられるというか、該当家庭、今、貧困の人たちが受けているのが確実に上がっていくなら、また市がそういう方針をとるといふなら、又、ほかから予算をとってくるのは今の状況では不可能なら、それであつたらやむを得ないかなと考える。あと、補助金だけではなくて、ほんとうに教育をちゃんと受けないと貧困が連鎖するということがあるので、学芸大の人たちと協力して無料の塾を開いているいろいろ計画されているが、そちらのほうで援助していきたいとか、いろいろなほかの方法も考えていっていただきたいなと思い、私も考え協力したいと思っている。

山本教育長 福元委員、お願いします。

福元委員 経済格差だの、貧困の問題だの、いろいろ実際に言われている。困った人を何とかしてあげるというのは、やはりすぐにでもやらなければならないことだろうと思う。ただ、慎重に検討して、この方向でというお話であるので、さらに慎重に検討していただいて、きめ細かく目配りをしておいていただければありがたいかなと思う。やはり就学援助費というのはかなり子どもにとってはありがたい

制度である。慎重に対応をお願いしたいと思う。

それともう一つ、質問であるが、学校への周知というのはどの段階でなされるのか。4月1日から始めるとのことだが、親はわからないことは学校に聞きに来ると思う。担任の先生がわからなければ、校長先生のところに聞きに行くと思う。親に説明できる状況にしておいてあげないと、学校は大変混乱するだろうと思うので、その辺の配慮もぜひよろしく願います。

鈴木学務課長 先生方への周知については、一昨年か昨年、ちょっとあれだが、説明の資料を、皆さんに配っているもののほかに先生用のものを配付させていただいて、制度自体のまずは周知と内容のご理解をいただくということで先生用のものも配付させていただいて周知に努めているので、今回の改正についても先生方に対しても丁寧に対応していきたいと考えている。

福元委員 わかった。

山本教育長 よろしいか。委員の皆様からのただいまの貴重な意見を受けとめて、もう一度事務局のほうで検討し、結論を出していきたいと思っている。

それでは、次に、報告事項2、平成28年度小金井市教育委員会訪問について。

小林指導室長 報告事項2、平成28年度小金井市教育委員会訪問について、ご報告する。

小金井市教育委員会では、従前より市教委訪問を教育委員会教育長及び事務局で行っていた。本来は、教育委員の先生方に訪問していただき、校長の経営方針説明や質疑応答、そして学校の様子を実際に把握していただくことを通して、教育委員会の事務の管理及び執行に資するものと考えている。については、次年度より市教委訪問を教育委員会訪問と改め、教育委員会の訪問に事務局が同行させていただき内容に変更させていただきたく、今回のご報告となった。

それでは、報告事項2資料をごらんいただきたい。教育委員会訪問の目的は2点ある。1点目は、教育長、教育委員及び教育委員会

事務局が学校を訪問することにより、本市における学校教育の現状を把握すること、2点目は、校長の学校経営上の課題を共有し、その解決の方向性を見出すことである。なお、平成28年度の実施予定校は、本町小学校、緑小学校、小金井第一中学校である。日程については、庶務課を通して調整させていただく。

報告は以上である。どうぞよろしくお願いいたします。

山本教育長 ご質問等あるか。新しい制度等になるので、ご質問があったら、よろしいか。

渡邊委員 今まで学校運営連絡会ということで教育長から訪問するように言われていたが、それとこれの違いというのは。

小林指導室長 これは教育委員会の公的な訪問であり、学校運営連絡会は学校が主催するもので、今後も教育委員会の先生方には随時お越しいたきたいと。

山本教育長 行ける範囲で、個人で判断していただければ。また、そうでなくても、いつでも随時、学校訪問していただければと思う。
よろしいか。

それでは、次、報告事項3、図書館の蔵書点検の結果について。

上石図書館長 それでは、報告事項3、図書館の蔵書点検の結果について、口頭にて報告する。

図書館では、蔵書資料の的確な把握を行うため、特別休館により、毎年、蔵書点検を実施している。今年度は、本館、西之台会館図書室を2月18日から2月23日、緑分室を2月23日から26日、東分室及び貫井北分室を2月24日から26日にかけて蔵書点検を実施した。点検冊数は41万7,999冊で、貸し出しされていないにもかかわらず、所在が不明の図書は1,104冊であった。不明図書率は0.26%で、現在の平成26年度実施の蔵書点検の931冊、不明図書率0.19%と比べると、わずかであるが、増加している。

報告は以上になる。

山本教育長 ご質問等あるか。よろしいか。
それでは、報告事項4、その他であるが、学校教育部からほかに報告事項があれば、報告願う。

鈴木学務課長 それでは、報告事項として、小金井市立小学校の通学路防犯カメラの設置状況についてご報告をさせていただきます。

平成27年度は、市内8校の通学路に34台の防犯カメラを設置することとして手続を進めてまいった。工事完了検査を終えて、3月31日から稼働を開始する予定でいる。通学路防犯カメラは保護者の皆様並びに地域の皆様の見守り活動を補完するものであり、通学路上における児童の安全確保をより一層高め、子どもたちが毎日安全で安心して通学できるよう、引き続き委員の皆様にもご理解とご協力をお願いしたいと思っている。

報告は以上である。

山本教育長 ご質問等あるか。

鮎川教育長 幾つか拝見した。真下に向いているように見えるが、全部の機械
職務代理者 が真下に向いて下を通る方が映るのか。

鈴木学務課長 今、設置されているものはドーム型と言って、お椀みたいなのが真下について、見た目は360度撮れるように見えるが、一つの方
向だけを撮っているというカメラになっている。近隣の方でよくご
質問があるのが、360度撮れると家まで映ってしまうよねという
お話もあるが、うちの今回設置した34台は全て学校と地域の方の
要望でどっち向きにどの方向を撮ってほしいという方向で撮って
いるので、真っ直ぐ向いていれば、後ろ側は撮れないというような、
見た目はいろいろ撮れるように見える形にはなっているが、一つの
方向しか撮っていないというカメラである。くれぐれも監視カメラ
ではなくて、防犯カメラである。

鮎川教育長 わかった。
職務代理者

鈴木学務課長 よく監視しているのかというお話があるが、あくまでも撮りっ放

しの、1週間で上書きしていってしまうというカメラであるので、どこかでモニターで見ているということはない。

鮎川教育長 職務代理者 わかった。念のための確認である。そのカメラの設置のご近所の方はどの方向を向いているかをご存じで、かつご同意いただいているという状況か。

鈴木学務課長 設置前に近隣住民の方には、学務課と地域安全課、小金井警察署、学校の校長先生か副校長先生、一緒に直接ご自宅のほうに、設置する近隣の方をお伺いして、設置する場所と方向、全てお話をして同意を得ていただいて設置に入っているので、設置後のどういう方向に撮れとかというのでは許可がおりないので、事前に全て終わったところでの設置という形になっている。

鮎川教育長 職務代理者 わかった。

山本教育長 ほかにないか。
それでは、ほかに学校教育部あるか。

川合学校 教育部長 特にない。

山本教育長 それでは、生涯学習部からほかに報告事項があれば、お願いする。

西田生涯 学習部長 3点あるので、生涯学習課長から続けて報告をさせていただく。

石原生涯 学習課長 1点目が、ピンク色のチラシの季節展の小金井桜展である。4月5日からゴールデンウィークを含む5月8日まで展示を行うので、お近くにお寄りの際にはぜひご観覧いただければと思う。
2点目が、「名勝小金井（サクラ）復活事業」に関するアンケート調査を現在、実施中である。3月15日から4月15日までの間、アンケート調査を行っており、近隣の関野橋・梶野橋間の区間の隣接者のところには直接ポスティングでアンケートを入れているが、

市民の方ならどなたでも回答できるように市のホームページや市の施設でもアンケート用紙のほうを配布して、アンケートに答えていただくように行っている。現時点で200ほど回収が済んでおり、近隣の方はおおむね桜の補植について好意的なご意見を寄せていただいているが、市内全体から寄せていただいたご意見はさまざまなご意見をいただいているところがございますので、まとまったらまたご報告をさせていただきます。

続いて、平成27年度に行ったスポーツに関する意識調査（スポーツ実施率等調査）である。こちらは来年度、スポーツ推進計画を策定するための基礎資料、それからチャレンジデーに関する効果測定の意味合いも含めて実施した調査である。実施率として、18歳以上の小金井市の週1回以上スポーツする実施率は59.4%ということで、東京都が70%を目標としているが、現在、東京都のスポーツ実施率が60.数%ということで、東京都の数字と1%前後の違いということなので、東京都の標準的な調査結果と同様の結果が出ているかなと感じている。

それから、チャレンジデーについてであるが、こちらのほうが16ページのところで、参加したという方が11.1%しかご回答がなかったのが、大分、チャレンジデーだという意識がされずにグループなどで参加された方がいらっやっていたかなという、もっとチャレンジデーということ意識していただいてチャレンジデーに参加していただくということに重点を置いてチャレンジデーを開催していきたいというふうに考えている。

また、市で受益者負担の方針があるので、現在、無料施設の上水公園運動施設について、25ページで有料化についての設問も設けており、61.9%の方が何らかの利用料を設定すべきではないかというご意見を頂戴している。それから、27ページ以降に現在有料化されている施設の利用料水準についてお聞きしているが、おおむね70%ぐらいの方、大方の方が現在の利用料水準は適正ではないかというようなご回答をいただいているところである。

簡単であるが、報告とさせていただきます。

山本教育長

何かご質問等あるか。

このチャレンジデーの数字は、市内の方のアンケートに対して、当日は市外の方も入っているということもあるのではないかと。

これについての法的な問題あるいは実務的な問題については、特に生じないものというふうに考えているところであるので、今、ご報告をさせていただいた。

以上である。

西田生涯
学習部長 では、修正ができたものがあるので、後ほど資料を配らせていただく。

山本教育長 そのほかあるか、生涯学習部。

西田生涯
学習部長 以上である。

山本教育長 それでは、報告事項5、今後の日程である。

中島庶務係長 資料のほうをごらんいただければと思う。向こう3カ月の教育委員会今後の日程になっている。本日、お時間がないので個別の説明を省略させていただきたいと思う。特に市立小学校入学式、市立中学校入学式が4月6日・7日にあるので、よろしくお願ひしたいと思う。ご不明な点はお問い合わせいただければと思う。以上である。

山本教育長 以上で報告事項を終了する。

これから報告事項6から日程第28までの11件を議題とするところであるが、本件は人事に関する議案である。本件は、小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断する。委員の皆様、異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 全員異議なしと認め、秘密会を開会する。

準備のため、休憩する。傍聴人の方におかれては、席を外していただくことになるので、よろしくお願ひする。

休憩 午後3時09分

再開 午後 3 時 2 5 分

山本教育長

再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって平成 2 8 年第 3 回教育委員会定例会を閉会する。

お疲れさまであった。

閉会 午後 3 時 2 5 分